

議 事 日 程 (第 6 号)

令和4年3月15日(火曜日) 午後3時24分 開議(本会議)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算

議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第19号 遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について

日程第 3 議第20号 遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第 4 議第21号 遊佐町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について

日程第 5 議第22号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定について

日程第 6 議第23号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について

日程第 7 議第24号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定について

日程第 8 議第25号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第26号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第27号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第28号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第13 議第30号 町道道の駅南線道路用地の取得について

日程第14 議第31号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第15 議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第16 議第33号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第17 議第39号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更について

日程第18 議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

※人事案件の審議及び採決

日程第19 議第35号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 2 0 議第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
日程第 2 1 議第 3 7 号 人権擁護委員候補者の推せんについて
日程第 2 2 議第 3 8 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

☆

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 ※予算審査特別委員会
議第 1 2 号 令和 4 年度遊佐町一般会計予算
議第 1 3 号 令和 4 年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
議第 1 4 号 令和 4 年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
議第 1 5 号 令和 4 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
議第 1 6 号 令和 4 年度遊佐町介護保険特別会計予算
議第 1 7 号 令和 4 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 8 号 令和 4 年度遊佐町水道事業会計予算
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 2 議第 1 9 号 遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について
- 日程第 3 議第 2 0 号 遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 日程第 4 議第 2 1 号 遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定について
- 日程第 5 議第 2 2 号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定について
- 日程第 6 議第 2 3 号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 7 議第 2 4 号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 8 議第 2 5 号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 2 6 号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議第 2 7 号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議第 2 8 号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 ※予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 1 3 議第 3 0 号 町道道の駅南線道路用地の取得について
- 日程第 1 4 議第 3 1 号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
- 日程第 1 5 議第 3 2 号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第 1 6 議第 3 3 号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第 17 議第 39 号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更について

日程第 18 議第 34 号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

※人事案件の審議及び採決

日程第 19 議第 35 号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 20 議第 36 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第 21 議第 37 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第 22 議第 38 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

※発議案件の審議及び採決

日程第 23 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	本 間 知 広 君	2 番	那 須 正 幸 君
3 番	佐 藤 俊 太 郎 君	4 番	佐 藤 光 保 君
5 番	齋 藤 武 君	6 番	松 永 裕 美 君
7 番	菅 原 和 幸 君	8 番	赤 塚 英 一 君
9 番	阿 部 満 吉 君	10 番	高 橋 冠 治 君
11 番	齋 藤 弥 志 夫 君	12 番	土 門 治 明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	中 川 三 彦 君	企 画 課 長	佐 藤 光 弥 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	渡 会 和 裕 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
会 計 管 理 者	舘 内 ひ ろ み 君	教 育 課 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会 長 教 育 管 理 課 長 選 挙 管 理 委 員 会	菅 原 三 恵 子 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君

委員長 石垣ヒロ子君 代表監査委員 本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時24分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上位は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、3月10日及び昨日3月14日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告願います。

高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） 3月10日及び昨日3月14日に議会運営委員会を開催し、追加の議案として、発議案件1件、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議については、本日、日程第22の次に追加し、日程第23とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本日の日程に発議案件1件を追加することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に発議案件1件を追加することに決定いたしました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第22の次に、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを追加し、日程第23としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君）　　ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に日程第23、発議第1号　ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを追加することに決定しました。

次に、条例案件の審議及び採決に入ります。

日程第2、議第19号　遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君）　　ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君）　　ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号　遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君）　　挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第20号　遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君）　　ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君）　　ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号　遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君）　　挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第21号　遊佐町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第22号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町行政不服審査法関係手数料条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第23号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町庁舎等建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第24号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第24号 遊佐町遺児教育手当支給条例を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第25号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第25号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第26号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第26号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第27号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第27号 遊佐町ゆざつ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第28号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第28号 遊佐町心身障がい児養育手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件について、予算審査特別委員会、那須正幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。
予算審査特別委員会委員長（那須正幸君）

令和4年3月15日

遊佐町議会

議長 土門 治 明 殿

予算審査特別委員会

委員長 那 須 正 幸

審 査 結 果 報 告 書

令和4年3月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算

議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

令和4年度遊佐町一般会計予算ほか、6件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。
以上であります。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第12号 令和4年度遊佐町一般会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第13号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(土門治明君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 令和4年度遊佐町水道事業会計予算について起立により採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（土門治明君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決に入ります。

日程第13、議第30号 町道道の駅南線道路用地の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第30号 町道道の駅南線道路用地の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第31号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第31号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第32号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第33号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第39号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

5番、齋藤武議員。

5番(齋藤 武君) 公共工事には、後発的な変更は付き物だという指摘は毎回されております。ただ、外見的にはそれが後発的理由による変更であったのか、それとも何らか本来であれば当初の設計に入るべきものが抜け落ちていたのかということは、なかなか分からない部分があります。

それで、今回の件、資料として図面が最初からついております。役場の旧庁舎の平面図が示されていて、増額理由の説明として、1つが建設廃材の増による積込み、運搬、処分経費の増額、有価焼却物、鉄くず等の減による増額というのが1つ、もう一つが土壌改良、セメント改良をする必要があるので、増額しますよという2つの理由が書かれております。今回、2つ目の理由につきまして、土壌改良の部分の確認ということでお聞きいたします。この一帯はいわゆる軟弱地盤の場所でありまして、旧庁舎の場所ですので、今々田んぼを埋め立ててしたということではないわけであって、かつて田んぼだったとしてもかなり前のことでありましょうけれども、それでもやはり軟弱地盤だということでもあります。こちら辺は、要するに何を聞きたいかという、当初から、解体設計あるいは舗装工事の設計の段階からこのことが予見できなかったのかどうか、あるいは予見することができたのかどうかということなのですから、そこら辺はいかがなのでしょうか。

議長(土門治明君) 中川総務課長。

総務課長(中川三彦君) お答えをいたします。

今回のセメントによる土壌改良ということでもあります。確かに元はあそこは田んぼだったものですから、また防災センターを建築した際もかなり地下水が高いということは一定の予想はついていたところではありましたが、今回セメント改良する部分というのは、議会運営委員会のときにお配りをした資料お手元のほうにあると思いますが、この資料のピンク色といいますか、赤色の部分でお示しをしたこの部分ということでありまして、この部分というのが役場庁舎が建っていたところということでもあります。逆に言うと、あとそれ以外の部分については土壌改良までは必要ないということでありました。このセメント改良が必要な部分というのは、そういったことで庁舎が建っていたものですから、なかなか設計の段階でそ

この地下の部分を把握して状態を予測をしながら設計をするということが困難であったということでご理解をいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そういうことではないかというふうに私も予想はしていたわけですが、では念のために確認をいたします。

今この図面上赤くなっている南側のところは、これまで庁舎があったので、確認はできなかったと、事前確認できなかったということではありますが、そういう場所でいえばほかの箇所もあるわけです。かつて議場があった場所も、図面を見るとセメント改良が必要ないとなっておりますが、建物があった場所でもあります。しつこいようではありますが、セメント改良はやはり本当に実際必要であればしなくてはいけないと思うのです。そこについては私も異論がないです。何を言いたいかというと、むしろほかのところはやらなくていいのかということところです。先ほど今課長はあくまでも南のところは特に、多分これは建物があったから建物の影響で地下水が高いということではなくて、地下水の分布の関係上のことだと思うのですが、なお念のため確認をいたします。建設費を抑えようと思って、よかれと思ってやって、最小限のセメント改良の場所にしたら結果、ほかのところはしていなかったの、そっちが後々波打ってしまったとか、早晚ひびが入ってしまったとか、今回この新庁舎であっても除雪のドーザーによって舗装が傷み始めているということ、要するに重いものが載るという可能性が高いわけですので、そこら辺も含めて確認的にお聞きします。ほかのところはセメント改良しなくていいということではよろしいのかどうか、いかがでしょう。

議長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ここら辺、2月の末ぐらいだったと思います。たしかおおむね旧庁舎の建物の解体が終わって、言ってみれば更地になった状態で、ただ今年雪が多かったものですから、なかなか積雪の関係とか、そういったことで対象となる駐車場敷地全般についてかなりどろどろした状態ではございました。ただ、その中でも、私も実際現場のほうに立会いをしまして、状態を見させていただいたわけですが、やはり特にこの庁舎が建っていた言ってみれば全体の敷地の南側の部分、この部分がかなりほかと比べると明らかにひどいなということについては確認をさせていただいたところでございます。ご心配いただいておりますほかの部分についても、大丈夫なのかというお話でございました。業者の方、それから地域生活課長からもアドバイスということで一緒に立会いをしていただいたところではありますが、その段階で当然その上にすぐ舗装を上げるということではなくて、20センチ程度の敷き砂利をした上で舗装を上げるということでありましたので、ほかのところについては大丈夫だろうという判断をさせていただいたところでございます。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 私からも説明を求めたいと思います。

いわゆる図面でいうオレンジで囲われた部分は、約二十数年前に増築した部分であります。そのときの増築工事に私も関わったものですから、恐らくこのときのいわゆる土壌内部分というのはある程度データ

があるのではないかというふうに私は思っております。今退職される課長なり担当係の職員の方の落ち度を責めるというわけではなくて、町のいわゆる工事を発注する側として、こういう追加工事になるというおそれのある場合、もっと慎重に最初から見積り等々を立てるべきであろうというふうに思いますので、一般質問でも申し上げましたけれども、もう少し発注するのは建築に対するスキルが必要だったと思います。防災センターを建てるときもかなりの地下の補強はしたはずですので、その辺のことはいわゆる設計の中で話し合われていなかったのか最後に課長からお聞きしたいと思いますし、今後の職員のスキルアップのためにもぜひこれを教訓にさせていただきたいと思いますので、課長の答弁を求めたいと思います。

議 長（土門治明君） 中川総務課長。

総務課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

全くおっしゃるとおりだと思います。職員のスキルについては、それはもう高いほうがいいわけございまして、今後ともやはり研さんを積むべきであろうということは日頃思っているところでございます。その上でご指摘いただきました二十数年前、20年前ぐらいになりますか、増築した部分については一定程度土質の関係で資料があるのではないかというお話でございましたが、増築したといってもほんの一部でございまして、この赤で表示をされている部分の大半については、その前から庁舎が建っていた部分でございまして、その地下の部分が今回そのようなことで対象になっていたということもございまして、さすがに60年前の土質についての資料というのは、これはもう皆無に等しいということでありまして、我々も床を掘り返すというわけにはいかなかったということで、その辺についてはご理解をいただきたいなということでございます。

以上です。

議 長（土門治明君） これで9番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番、本間知広議員の退席を求めます。

（本間知広議員 退席）

議 長（土門治明君） 直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第34号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
1番、本間知広議員の除斥を解きます。
（本間知広議員 入場）

議長（土門治明君） 次に、人事案件の審議及び採決を行います。
日程第19から日程第22まで、議第35号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか人事案件3件を一括議題といたします。
事務局長をして朗読いたさせます。
高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。
時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第35号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について。本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員、村井美恵子氏が令和4年3月31日で任期満了になるため、引き続き遊佐町固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものであります。

続きまして、議第36号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の高橋栄子氏の任期が令和4年6月30日で満了となるため、新たに菅原麻理子氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

議第37号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の土門尚三氏の任期が令和4年6月30日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦したく、意見を求めるものであります。

議第38号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の工藤喜代子氏の任期が令和4年6月30日満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦したく、意見を求めるものであります。

以上、人事案件4件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思っております。

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

(午後4時12分)

休

憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後4時37分)

議 長(土門治明君) 日程第19、議第35号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第20、議第36号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第21、議第37号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第22、議第38号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議及び採決に入ります。

日程第23、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第554回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年3月15日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 那 須 正 幸

遊佐町議会議員 佐 藤 俊 太 郎